

木育インストラクター養成等実施要領

第1条 目的

この要領は、木育インストラクターの養成等を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

第2条 定義

「木育インストラクター」とは、木育インストラクター養成講習会（以下「講習会」という。）の全課程を修了し、木育インストラクターとして登録を行った者とする。

「木育インストラクター登録機関」は、（一社）鹿児島県林材協会連合会（以下「県林材連」という。）とし、事務所を鹿児島市東開町3番2号に置く。

第3条 木育インストラクターの対象者

鹿児島県内に在住する18歳以上で、木材に関心があり、木育インストラクターとして木育活動に参加意欲の高い者を対象とする。

第4条 木育インストラクターの養成

県林材連は、講習会の受講者の募集を行い、年1回（1回の講習会につき座学1回、実習1回）の講習会を開催し、養成するものとする。

第5条 受講者の募集及び決定

受講者の募集及び決定については、次のとおり行うものとする。

- (1) 受講者の募集は、別途に定める募集要領により実施する。
- (2) 講習会の受講希望者は、講習会受講申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、県林材連に提出するものとする。
- (3) 受講者の決定結果については、別途通知する。

第6条 講習会の開催

講習会は、年1回（1回の講習会につき座学1回、実習1回）開催し、講習会の開催時期、開催場所、人数、講習内容、講師選定等については、実施する年度ごとに鹿児島県と協議し決定する。

第7条 木育インストラクターの修了証の授与

県林材連は、講習会の全課程を修了した全ての者に対して、修了証（第2号様式）を授与する。

第8条 木育インストラクターの登録申請

講習会の修了者は、登録申請書（第3号様式）に必要事項を記入し、関係書類を添えて県林材連に提出するものとする。

第9条 登録台帳の整備

県林材連は、受理した登録申請書の内容を審査した上で、登録台帳（第4号様式）を整備する。

第10条 登録の変更

木育インストラクターは、申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更届（第5号様式）を県林材連に提出するものとする。

第11条 登録の取り消し

県林材連は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 木育インストラクターから登録取消申請書（第6号様式）が提出されたとき。
- (2) 木育インストラクターに相応しくない事由が発生したとき。

第12条 登録者の公表

県林材連は、木育インストラクター本人の承諾を得た上で、必要な事項をホームページ等で公開するものとする。

第13条 木育の場の募集

県林材連は、保育園、幼稚園、小学校及び各種イベント等における木育インストラクターの活動の場を募集し、調整のうえ派遣する。

第14条 木育インストラクターの派遣

県林材連は、木育インストラクターと派遣先がマッチングした場合は、木育インストラクターを派遣し、木工教室などの木育活動に協力するものとする。

第15条 報告の義務

木育インストラクターは、活動実施後、活動報告書（第7号様式）を県林材連に提出するものとする。

第16条 緊急医薬品の常備及び傷害保険への加入

県林材連は、事故に備え緊急医薬品を常備するとともに傷害保険へ加入する。

第17条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(第1号様式)

鹿児島県木育インストラクター養成講習会受講申込書

(一社)鹿児島県林材協会連合会会長 様

申込日:令和 年 月 日

(ふりがな) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)	
住 所		
連 絡 先	TEL:	携帯 TEL:
メール(E-mail)アドレス		
職 業・職 場		
受 講 動 機 等	※動機・今後の木育の取組などを御記入ください。	

※講習会受講後は、木育インストラクターとして登録し、木育活動を実施します。

※申込状況によっては、受講できない場合もありますので、予め御了承ください。

※申込書はEメール、FAX、郵送で受け付けております。

※申込期限:令和 年 月 日()

担当:(一社)鹿児島県林材協会連合会

TEL : 099-267-5681 FAX : 099-267-2407

E-mail : info@k-wood.com

(第2号様式)

登録番号：鹿木育〇号

木育インストラクター養成講習会修了証

年 月 日

(※木育インストラクター名) 殿

(一社)鹿児島県林材協会連合会
(会 長 名)

あなたは、(一社)鹿児島県林材協会連合会が実施する「木育インストラクター養成講習会」において所定の課程を修了したことを証します。

(第3号様式)

木育インストラクター登録申請書

年 月 日

(一社)鹿児島県林材協会連合会会長 様

申請者
(氏 名)

木育インストラクターとして登録を受けたいので、木育インストラクター養成等実施要領第8条の規程に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者情報等

①居 住 地	〒 ー	
②連 絡 先	TEL: 携帯 TEL:	FAX:
③職業(職場)		
④メール(E-mail)アドレス		
⑤木育の活動地域 (例:始良・伊佐地域)		
⑥木育の活動内容 (例:親子木工教室)		
ホームページへの掲載可否 (掲載内容は氏名・⑤・⑥)	可	不可

※ホームページへの掲載可否について、○囲みで御記入をお願いします。

2 添付書類 ・木育インストラクター養成講習会修了証(写し)

(第4号様式)

木育インストラクター登録台帳

[illegible]

(第5号様式)

木育インストラクター登録事項変更届

年 月 日

(一社)鹿児島県林材協会連合会会長 様

申請者
(氏名)

年 月 日付けをもって、木育インストラクター登録申請書の記載事項について、下記のとおり変更がありましたので、木育インストラクター養成等実施要領第 10 条の規程に基づき変更届を提出します。

記

1 登録年月日

2 登録番号

3 変更内容
[変更以前]

[変更後]

4 変更理由

5 変更年月日

(第6号様式)

木育インストラクター登録取消申請書

年 月 日

(一社)鹿児島県林材協会連合会会長 様

申請者
(氏 名)

年 月 日付で、木育インストラクターとして登録していましたが、木育インストラクター養成等実施要領第 11 条の規程に基づき、登録の取消を申請します。

記

1 登録年月日及び登録番号

①登録年月日 年 月 日

②登録番号

2 所在地及び名称等

3 取消申請理由

(第7号様式)

木育インストラクター活動報告書

(一社)鹿児島県木材協会連合会会長 様

申請者

(氏名)

木育インストラクターとして、木育活動を実施したので、木育インストラクター養成等実施要領第15条の規程に基づき、下記のとおり報告します。

木育活動日時	年　月　日（　）午前　時　分～時　分 日付・時間：　　　　　　｝ 年　月　日（　）午後　時　分～時　分					
木育活動場所	活動場所： 所在地：					
参加対象者	幼稚園					
参加者数	児童・生徒：　名　先生・保護者：　名					
木育活動内容						
かごもく利用	【貸出】 有 ・ 無	【県林材連】 ・Aセット ・Bセット ・Cセット ・Dセット ・Eセット 【大隅地区】 ①きこりさんのトントン積み木 ②タンブリングトイ ③多面体の積み木 ④かごもく積み木 ⑤森の積み木パズル ⑥木玉トンネル ⑦かごネット ⑧紙芝居				
	【購入】	・木の車製作キット				

※実施内容については、活動状況写真を別途添付すること。

活動状況写真の掲載 ☐ 可 ☒ 不可